

## 欧米の港湾労働

喜多村昌次郎著

玉井克輔

(海上労働科学研究所)

日本港湾経済学会が発足したのは、1962年10月17日であり、今年で12年目を迎える。1960年代（特にその後半）が、日本資本主義の高蓄積時代であることはいうまでもないが、日本港湾経済学会は、まさに、この高蓄積と時を同じくして12年間を経てきたものである。

いま学会設立の趣意書を見ると、当時の港湾をめぐる諸事情がきわめて困難になっていることを簡潔に指摘し、この状態を、「このことはわが国の港湾経済の体系そのものを、学問的に深く掘り下げて検討しなければならない時期に際会していることを意味するものである」ととらえている。こうした現状認識にたつて、「港湾に関する経済的法則性、港湾の将来の発展の必然的方向、あるいは港湾機能及び活動に関連する経済的、社会的諸問題の研究、これを基礎にした港湾経済の総合的研究」といった「基本的研究」が必要であり、それが「現在わが国が当面している港湾問題の解決と、その将来の合理的発展のため寄与することが大である」と述べてある。

12年間の学会の歩みが、「港湾問題の解決」にどれだけ寄与したかの評価は別として、この「基本的研究」が、多彩な会員の努力によって、掘り下げられたことは確かであろう。しかしながら、いま港湾労働問題について顧るならば、それに対する会員の関心の多くが、「資本としての労働力」という量的側面に限られており、あるいはせいぜい小市民的ヒューマニズムをこえないものであったといえれば過言であろうか。著者の言葉を借りて換言すれば、「港湾を利用する側」に関心の重心が片寄っていたのではないかということである。

通読してまず感ずるのは、このような関心からこの折角の「記録」は読まれるべきでなく、もし読まれるとすれば、それは本書をたんなる外国港湾労働事情の紹介に終らせるものであり、また著者の本意でもないであろうということである。

『欧米の港湾労働』は、1971年度と72年度に横浜港運協会が派遣した「欧米港湾労働調査団」に参加した著者が、労使関係を中心にした港湾労働について、現状にふれつつ調査研究した結果を記録したものである。

ヨーロッパにおける代表的港湾として、ロッテルダム港、ハンブルグ港、ロンドン港の三港、アメリカの代表的港湾として、ニューヨーク港とサンフランシスコ港が取上げられている。著者はこのことを、「欧米の港湾といってもその数はおおく、かりに『主

要港」に限定しても、主要港の概念も明らかでないので、とりあえず調査対象港をもって『欧米の港湾』とした」と断っているが、こうした「欧米の港湾」の取上げ方は、本書の内容と意義を何ら損うものではない。そして、事実にもっとも忠実な記録は、もっとも優れた批判となりうるとするならば、本書は、すでに単なる「記録」の域を踏みでているといわねばならない。

本書は、「港湾労働問題へのアプローチなり、あるいはまた、その本質的理解には、港湾労働の歴史的形成事情をふまえ、幅広い視角からの分析が必要である」という問題意識に立っているため、調査研究の対象は港湾労働にかかわる周辺諸問題にまで広がっている。そして、「限られた条件のもとで」この問題意識を生かし、港湾労働をめぐる有機的諸関係を、ある程度包括的具体的にとらえることができるものとして、「労働協約」の考察に重点をおいているところに本書の大きな特徴がみられる。

この特徴はまた、「『港湾の繁栄』という概念は、港湾都市との関連においてこれを理解すべきものであり、市民としての港湾労働者および港湾産業の安定的繁栄なくして、いわゆる港湾の発展はありえないわけである。『港勢』を表現する出入港船舶や港湾取扱貨物の量的比較において、港湾の優劣を規定する考え方は、すでに過去のものであり、すくなくとも『近代港湾』を意味する概念ではないといえるであろう。」という著者の考えに立つならば、「近代港湾」における「港湾の繁栄」を知るための、恰好のメルクマールと考えることができよう。

さて各章は、前出した港の順に「何々港の港湾労働」といった見出しになっており、夫々が3節から構成されている。いずれも第1節は、港湾管理の組織および体制、港湾企業について記されており、ロンドン、ニューヨーク、サンフランシスコの三港の場合は、それがポートオーソリティについてなされている。「港湾の存在が、たんに港湾を利用する側に寄与するのみでなく、より多く港湾背後の都市、地域の発展ともかかわっている事情をも、港湾労働を考えるにあたって、みのがしえない基礎的条件となる」という考えが、ここに現われている。

また各2節および3節は、夫々の港の港湾労働組合組織、特徴的な港湾労働問題、そして最大の課題である労働協約についてさかれている。しかしながら、その取上げ方には若干のちがいがあり、労資関係が比較的安定していると考えられるロッテルダム港およびハンブルグ港については労働協約に力点がおかれ、アメリカの二港では、むしろ港湾労働組合組織の中心的諸問題について紙幅がついやされている。

著者は、「はしがき」で、ヨーロッパとアメリカの港湾労働における現状、特徴、および当面する課題について要約的に紹介し、つづいてわが国の港湾労働について同じことを取上げている。そのため、これらの相異を簡潔に把握することができるわけであるが、「『労使関係』の維持形成は労使当事者の自治にゆだねられるべきもの、とする考えが定着しており」、「労働条件は賃金のほか、『労働の対価として』または『労働の対償として』支払われるべきすべての条件を含む」という考えを基盤にして「集団的労使関

係」を確立しているヨーロッパ三港や、「徹底した労働協約主義によって」労使関係を維持しているアメリカ港にくらべるならば、わが国における港湾労資関係が、また暴力性を残しあるいは満足に協約締結や履行もできない「港湾利用者」の前近代的経済感覚によって大きくおかれており、それにも起因して、港湾労働問題は、必要以上に国家政策にひきずりまわされていることが、おのずから明確にならざるをえない。

「港湾における労使関係がおおくの制約をもっている現在、この基本的原理（港湾労働の安定と経済的・社会的地位の向上は労使の自治によって達成する）の確立」がされないままに、「いわゆる港湾における輸送革新の導入が『使用者』の経営的必然から生じたものではなく、それへの対応を迫られている」のが、たしかにわが国港湾労働の現状である。しかしながらおそらくはこの「基本的原理の確立」は、対症療法的な労資安定策をくりかえされるなかから、組織された港湾労働者の力の主導のみが時間と労力をついやしつつ、港湾「近代化」に立ちふさがり壁を突き崩していくほかになく、したがって、わが国の港湾産業と港湾労働という「基本的対抗関係を維持しうる主体的諸条件の確立」も、たんに「使用者協会の共同責任」だけからは果せないのではないだろうか。

著者は「この書の内容にかかる『価値判断』は、労使それぞれによってなされるべきものであり、著者の価値観は含めないことをもって『たてまえ』とした」と断っているが、そのことは読者の勝手な価値判断に終ってよいということではない。「団体交渉と労働協約の締結、人間対人間の契約を基盤とする雇用関係の成立」により「労使ともに港湾産業人としての対等な立場をもつ」という、しごく当りまえのことでありながら、日本の港湾労働をめぐる現状ではきわめて困難なことに対する悲願が、本書の根底に流れていることを見落してはならないであろう。

『欧米の港湾労働』については、すでに「海事産業研究所報」No.94（1974年4月号）において、和泉雄三氏が丁寧配意された書評をなされており、「年報」の貴重な頁をさいてまで筆者が加えるべきものは何もなく、蛇足に終ったことを恐れているものであるが、たまたま編集にたずさわっている関係上、その責の一端を果すことを余儀なくされ、起稿した次第であることをお断わりしておきたい。

（港湾総合研究所発行、1973年、A5判、388頁、定価1500円）